

災害時における災害廃棄物の処分等に関する協定書

太田市（以下「市」という。）と太田市内的一般廃棄物等の処分業許可業者である明盛宏産 株式会社（以下「処分業者」という。）は、災害発生時における災害廃棄物の一時保管及び処分等の協力に関して、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、太田市内において地震、風水害等の災害（以下「災害」という。）が発生した場合に、当該災害により発生した廃棄物（以下「災害廃棄物」という。）の処分等（以下「協定業務」という。）に関し、市が処分業者に協力を要請するにあたって必要な事項を定める。

（定義）

第2条 この協定において、災害廃棄物とは、一般家庭及び避難所から排出される一般廃棄物のうち、し尿等を除くものをいい、災害により倒壊し、又は焼失した建物等構造物の解体撤去に伴って発生するものを除くものとする。

（協力の要請）

第3条 市は、災害時に、処分業者に対して協定業務について協力を要請することができる。

2 市は、処分業者に対し前項の要請を行うときには、次の各号に掲げる事項を記載した文書をもって行う。ただし、文書によりがたい場合は口頭で要請し、後に速やかに文書で依頼するものとする。

- (1) 災害廃棄物の受け入れ、一時保管及び処分
- (2) 前号に伴う必要な事項

（事業の実施）

第4条 処分業者は、前条の要請を受けた場合は、必要な人員、資機材を確保し、可能な限り、市が実施する災害廃棄物の処理等に協力するものとする。

2 市は、処分業者の活動が円滑に実施されるよう必要な措置を講ずる。

3 処分業者は、協定業務の実施に当たっては、周囲の生活環境を損なわないよう十分に配慮する。

（情報の提供）

第5条 市は、協定業務が円滑に行われるよう、必要に応じ、防災に関する情報及び資料を処分業者に提供するものとする。

2 処分業者は、協定業務に関し、協力が可能な処分業者の状況を市に報告するものとする。

（報告）

第6条 処分業者は、協定業務が終了したときは、次の各号に掲げる事項を記載した文書をもって市に報告する。

- (1) 実施内容
- (2) その他必要な事項

(費用の負担)

第7条 第3条第1項の規定による協力要請に基づき処分業者が実施した協定業務に要した費用は、市が負担し、その額は市及び処分業者との協議のうえ決定する。

(災害補償)

第8条 この協定に基づいて協定業務に従事した者（以下「従事者」という。）が本業務において負傷若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の災害補償については、原則として従事者の使用者の責任において行うものとする。

(有効期限)

第9条 本協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、市又は処分業者が文書により協定の終了を通知しない限り継続するものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項またはこの協定に関し疑義が生じたときは、その都度市及び処分業者との協議のうえ定める。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、市、処分業者それぞれ署名のうえ、各自その1通を保有する。

平成30年 3月 1日

太田市浜町2番35号

太田市長 清水聖義



桐生市広沢町五丁目4714番地

(太田市吉沢町2709番地3)

明盛宏産株式会社

代表取締役 山野井清朗

